

## 御船町農業委員会会議録

※当議事録は公開用として個人情報保護条例等の規定により、  
個人情報を削除したものを掲載しております。  
また、一部要約等を行い掲載しております。

令和 6 年 7 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和 6 年 7 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 7 月 10 日(水) 13 時 30 分～14 時 10 分

2. 場 所 御船町カルチャーセンター 2 階 大会議室

3. 農業委員 (13 名)

会長	1 番	富田 早苗			
会長職務代理者	2 番	藤岡 雅子			
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
3 番	徳永 廣敏	欠	9 番	本田 義昭	出
4 番	吉田 正治	出	10 番	米田 則昭	出
5 番	池田 賢治	出	11 番	荒木 義一	出
6 番	山本 利一	出	12 番	松岡 秀明	出
7 番	福島 則義	出	13 番	村上 新次	出
8 番	本田 久幸	出	14 番	大森 勝範	出

農地利用最適化推進委員 10 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1 番	松原 茂	出	6 番	中川 桂一	出
2 番	山田 京治	出	7 番	川地 勉	出
3 番	永本 智裕	出	8 番	福嶋 研治	出
4 番	田中 榮一	出	9 番	山本 富士夫	出
5 番	川部 裕志	出	10 番	野田 孝光	出

4. 議事日程

1	開会	
2	会長挨拶	
3	議事録署名委員の指名	
4	議案第 29 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
5	議案第 30 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条第 1 項に基づく意見の決定と法律第 19 条の 2 による農用地利用集積計画について
6	議案第 31 号	地籍調査による土地の地目認定について
7	報告第 32 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項による届出の提出について

8	報告第 33 号	非農地判断について
---	----------	-----------

5. 農業委員会事務局職員

課 長 山下 直樹 課長補佐 松崎 邦寿  
主 査 前川 俊司 主 査 松永 ちえ

事務局	定刻となりましたので、始めさせていただきます。まず審議に入る前に総会の成立宣言をいたします。本日は、3 番徳永委員から欠席の連絡を受けております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会会議規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、本総会が成立することを宣言いたします。また、農地利用最適化推進委員、全員の出席をいただいております。ありがとうございます。それでは只今より、7 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条により富田会長よりしくお願いいたします。
議 長	はい、こんにちは。
全委員	こんにちは。
議 長	〈挨拶〉 本日の議事録署名委員は、お二方、9 番本田委員、10 番米田委員よりしくお願いいたします。それでは、早速議案第 29 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい、では、議案書の 2 ページをお開きください。 《議案第 29 号を説明》
議 長	はい、ありがとうございました。5 条が、1 件申請が出ています。それでは、申請番号①番から、担当の本田委員、説明をお願いいたします。
8 番	はい、それでは、説明に入ります。資料は、3 ページでございます。6 月 27 日に藤岡委員と永本委員と事務局、申請人の代理人と現地確認をしました。申請地の場所は、5 ページをご覧ください。申請地の場所は、国道 445 号線から若宮神社の入口を左折して、町道辺田見落合線に入り、200m 位進んで中に入った所になります。上辺田見部落になります。次に現況の写真は、7 ページをご覧ください。申請地の写真です。地目は田になっておりますが、現在は、耕作されておらず、荒れ地の状態でした。耕作地の周りには、農地が複数あり、宅地もありますが、隣接者等から同意をいただいている状態です。次に、事業計画書の 6 ページをご覧ください。許可後の転用

	<p>予定ですが、申請地周辺は、道幅が狭いため、西側と北側には、道路後退部分を設け、道を確保しつつ、建売住宅を4棟建設予定です。次に4ページ事業計画書の中に4の給排水計画が記載されておりますが、雨水については、各区画内にて宅内浸透する予定です。オーバーフロー分に関しましては、既設の西側道路側溝に排出予定です。また、汚水・生活雑排水処理ですが、町の下水道に接続予定です。最後に、3ページをご覧ください。申請地の農地区分は、都市計画法用途地域内にある第3種農地になります。下段の(2)一般基準の項目については、該当するところは、全て満たしておりますので、何ら問題なく許可相当と判断いたします。以上で説明終わります。みなさんのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、只今の説明に、ご質問、ご意見はございませんか。無いようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成で許可といたします。続きまして議案第30号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。 《議案第30号を説明》</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、只今の事務局の説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。それでは、了解いただける方の挙手をお願いします。</p>
全委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。それでは、全員賛成で承認といたします。続きまして議案第31号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書の8ページをお願いします。 《議案第31号を説明》</p>
	<p>(いろいろと議論が交わされた後)</p>
議長	<p>この河川というのは、昔から河川だったのだろうか。国交省から〇〇の前とか、あそこは借りているのか。</p>
事務局	<p>御船町の場合は、今城のお墓とかわかりますか。あそこは、民地です。</p>
議長	<p>あそこは、民地か。ゲートボール場の所はどこになるの。</p>
事務局	<p>あそこは、国交省管轄の河川敷になります。</p>

議 長	その新地にも、道路以外の土地があるんでしょう。昔は、川幅が狭かったりして、畑とか田んぼとか個人所有で耕作をしていたのかな。
事務局	周りが畑であれば、河川敷ではないからですね。民地も、多分含まれています。但し、御船川から緑川の場合は、結構、民地が含まれています。但し、御船川に入ると、殆どが国交省の管轄地です。
議 長	それでは、もう皆さん土地も存在しないということで、了解ということでよろしいですか。
委 員	(はいの声)
議 長	はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成で承認といたします。それでは、報告第 32 号から通して事務局から説明をお願いいたします。
事務局	はい、議案書の 10 ページをお願いします。 ≪報告第 32 号の説明≫ ≪報告第 33 号の説明≫
議 長	はい、ありがとうございます。これで、本日の議事は、終了いたしました。事務局から連絡事項があれば。
事務局	<その他報告について> ・令和 6 年田畑売買価格の調査に関する報告について ・上野地区の非農地判断について ・熊本県農地利用最適化推進記念大会の委員の参加について ・農業委員会新任委員研修会の新任委員の参加について
議 長	これで本日の総会は、終了します。失礼します。
	上記の顛末を記載し、相違なきことを証明するためにここに署名する。  9 番  10 番